

## 〔消防計画について〕

手賀の杜消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

## 〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。  
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

## 〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 利用終了時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

## 〔喫煙について〕

- 1 施設内は、全面禁煙となっています。
- 2 施設外での喫煙は、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 3 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。

## 〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

## 〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 避難経路の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

## 〔防火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、必ず持ち帰るようにお願いします。

## 〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡  
発見者は、即座に119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。  
119番通報後、自治会施設担当者に連絡します。（電話番号：090-9967-1761）
- 2 消火活動  
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導  
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

## 〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。  
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。  
揺れがおさまったら、火気設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

## 〔その他〕

---

---

---

---

---

---

## 〔消防計画について〕

当会の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（自主防災組織情報収集班または、施設利用代表者が任命する者）
- 2 初期消火担当者（自主防災組織消火班または、施設利用代表者が任命する者）
- 3 避難誘導担当者（自主防災組織避難誘導班または、施設利用代表者が任命する者）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（自治会文化施設部または、施設利用代表者）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（自治会文化施設部）

## 〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

## 〔喫煙について〕

- 1 施設館内は、全面禁煙となっています。
- 2 施設館外での喫煙は、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 3 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。

## 〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

## 〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 避難経路の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

## 〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、必ず持ち帰るようにお願いします。

## 〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡  
発見者は、即座に119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。  
119番通報後、自治会施設担当者に連絡します。（電話番号：090-9967-1761）
- 2 消火活動  
消火器を使って、初期消火活動を行います。
- 3 避難誘導  
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

## 〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。  
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。  
揺れがおさまったら、火気設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

## 〔その他〕

---

---

---

---

---